株主各位

兵庫県姫路市豊沢町79番地

WDBホールディングス株式会社

代表取締役社長 中 野 敏 光

第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓ますますご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト https://www.wdbhd.co.jp/

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「投資家情報」「株式情報」「株主総会・事業 説明会」を順にご選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも 掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「WDBホールディングス」 又は「コード」に当社証券コード「2475」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順 に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月21日(水曜日)午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2023年6月22日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時10分)
- 2. 場 所 兵庫県姫路市豊沢町79番地 当社本社ビル5階講堂 (末尾のご案内図をご参照ください。)
- 3. 目的事項

[報告事項]

- 1. 第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)計算書類報告の件

[決議事項]

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

以上

- 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証 ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 3. 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告書を、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

4. 株主総会終了後に、株主の皆様との交流の場として、株主懇談会(事業説明会)を予定しておりますので、何卒ご出席賜りますようお願い申し上げます。なお、株主懇親食事会の開催については、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、開催いたしません。

<株主総会当日の対応について>

- ・受付および会場各所に消毒液を設置いたします。
- ・受付にて検温を行わせていただきます。その結果、発熱されている方および、その他体調不良と見 受けられる方には、ご入場をお控えいただきます。
- ・総会中も、総会会場は閉め切らず、換気が行えるよう留意いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げま す。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提 出ください。

開催日時

2023年6月22日 (太曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時10分)



インターネット等で議決権を 行使される場合

次ページのご案内に従って、議案に 対する替否をご入力ください。

行使期限

2023年6月21日 (水曜日) 午後5時入力完了分まで



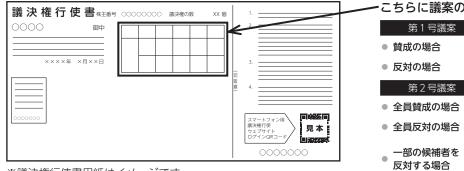
書面(郵送)で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛 否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2023年6月21日 (水曜日) 午後5時到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- ≫「替 | の欄に○印
- ≫「否」の欄に○印
- ≫「替 | の欄に○印
- ≫「否」の欄に○印
- 「替」の欄に〇印をし、 ≫ 反対する候補者の番号を ご記入ください。

インターネット等および書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権 行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを 有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があ ったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権 行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の [議決権行使コード]・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使も対願いいたします。 ※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイト へ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

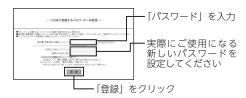
1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(2022年4月1日から) (2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における日本経済は、引き続き新型コロナウイルス感染症による影響を受けたものの、ワクチンおよび感染防止策の浸透により、当社グループの事業への影響は軽微に留まりました。

厚生労働省が発表した有効求人倍率(季節調整値)は、2022年4月~2023年3月の平均値が1.31倍となり、2021年4月~2022年3月の平均値と比べ、0.15ポイント上昇いたしました。また、総務省が発表した完全失業率(季節調整値)は、2022年4月~2023年3月の平均値が2.6%となり、2021年4月~2022年3月の平均値と比べ、0.2ポイント低下いたしました。前期と比較して、求人数が増加、失業率が低下しており、人材獲得の難易度はより高まりました。また、当社グループの主要顧客である、医薬品・化学・食品メーカーなどの研究所・品質管理部門、大学・公的機関の研究所からの新規の派遣依頼および受注数については、昨年度と同等の水準で推移いたしました。

人材サービス事業においては、2022年5月13日に公表した中長期経営計画に基づき、派遣スタッフおよびグループ従業員の待遇改善を実施いたしました。就業中の派遣スタッフに対しては、2022年7月より報酬のアップを行い、新規募集する派遣スタッフについても、改定した報酬に基づいて求人活動を行いました。その結果、就業中の派遣スタッフの退職率の低下および新たな派遣スタッフの獲得につながり、稼働人数の増加を実現いたしました。また、派遣スタッフ以外の当社グループ従業員についても、報酬のベースアップを実施し、優秀な人材の確保に努めました。

派遣サービスプラットフォーム「ドコニコ」については、機能の改良および顧客・見込み客・派遣スタッフへの浸透活動を進めるとともに、オンラインでの営業活動を基本とし、ドコニコによる業務効率化の効果を最大限に発揮できるよう、組織の最適化に取り組みました。

(中長期経営計画

https://www.wdbhd.co.jp/assets/pdf/ir/about/management-policy220513.pdf)

CRO事業については、WDBココ株式会社およびフィンランドのメドファイルズ社を中心とし、各社において、既存の事業に取り組みながら、人材サービス事業と同様に、プラットフォームを通じたサービスを行えるよう、開発を進めました。

以上の活動の結果、当連結会計年度の売上高は47,602百万円(前期比1.5%増)となりました。営業利益は5,508百万円(前期比12.8%減)、経常利益は5,614百万円(前期比12.2%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は3,540百万円(前期比15.1%減)となりました。なお、当社が重視している経営指標である売上高営業利益率は11.6%(前期比1.9ポイント低下)、売上高経常利益率は11.8%(前期比1.8ポイント低下)、ROEは13.4%(前期比4.3ポイント低下)となりました。

部門別概況

部門別の内訳につきましては、次のとおりであります。

(単位:千円)

				第37期		第38期(🗎	 前期比増減		
					売上高	構成比	売上高	構成比	10.9012111900
人札	オサ	ービ	ス事	業	40,247,155	85.9%	40,855,532	85.8%	1.5%
С	R	0	事	業	6,330,145	13.5%	6,746,914	14.2%	6.6%
そ		の		他	298,662	0.6%	-	-	-
ĺ	_		=	t	46,875,964	100.0%	47,602,446	100.0%	1.5%

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ガスインジェクション装置等やバイオ関連機器の開発製造事業を含んでおります。

(2) 設備投資の状況

当期中の設備投資の総額は334,689千円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「人材サービス事業」および「CRO事業」を主な事業領域としており、「研究」に関わる分野において「プラットフォーム」を活用することにより、より高い付加価値を創出していくことを経営目標としております。「埋もれた価値を発掘し、新たな価値を創造していく会社でありたい」という経営理念の下、理学系研究職派遣サービスを中心に、事業を行っております。

人材サービス事業の事業環境については、新型コロナウイルス感染症の流行が収束に向かいつつあり、国内の採用環境は、再び逼迫しております。

当社は、そのような事業環境に対応するため、全国に派遣社員を対象とした研修施設を持ち、実務経験が豊富ではない求職者であっても、就業ができる仕組みをつくり上げてまいりました。また、雇用した派遣社員が長期間安心して働くことができるよう、就業中の手厚いフォローと研修を行う体制も、長年かけて整えております。

それらに加え、2023年3月期、2024年3月期の2年間をかけ、事業の質的転換に取り組んでおります。派遣スタッフへの報酬をアップし、研修とフォローの仕組みをより強化することでスタッフの調達力を大きく高め、今まで以上の顧客満足・スタッフ満足を追求していきます。報酬アップの原資は、ドコニコをはじめとしたプラットフォームを通じてサービスを提供することで、業務を効率化し、販管費を削減することで捻出します。また、同様の戦略を取ることで事務職派遣市場へも本格的に参入いたします。営業利益率は若干低下いたしますが、10%は維持し、売上、利益を拡大してまいります。

CRO事業については、製薬企業を取り巻く環境が厳しくなり続けていることから、CROへの委託ニーズがより高まっており、市場規模は拡大していく見通しです。また、既存のCROは、経験者を高給で採用し、受託した業務を処理する事業モデルであるため、高コスト体質から抜けきれておらず、それが製薬企業への受託料金の高止まりにも反映されております。当社は派遣業界で培ったノウハウを活かし、未経験者を採用して育成し、経験者と組み合わせて業務を処理する事業モデルを取ることで、受託料金を下げながらも高品質のサービスを提供しております。また、このノウハウは海外でも通用するという考えのもと、海外へも進出し、事業展開を行っております。また、人材サービス事業と同様に、プラットフォームを通じた事業展開を行い、より利便性の高いサービスを顧客に提供してまいります。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2023年3月31日を効力発生日として、連結子会社であるWDB臨床研究株式会社の全 株式を、同じく連結子会社であるWDBココ株式会社に譲渡いたしました。

(9) 財産および損益の状況の推移

Image: section of the sec	分			期別	第35期 2020年3月期	第36期 2021年3月期	第37期 2022年3月期	第38期(当期) 2023年3月期
売	上	_	高	(千円)	43,108,338	44,126,189	46,875,964	47,602,446
経	常	利	益	(千円)	4,961,186	5,243,922	6,393,458	5,614,843
	会社株 る当其			(千円)	3,114,138	3,405,323	4,171,272	3,540,641
1株	当た	り当期	期純利	川益(円)	156.97	171.79	211.32	179.75
総	資	Ĭ	産	(千円)	26,545,151	30,619,873	33,828,472	36,198,765
純	貨	Ę	産	(千円)	19,687,208	22,302,570	25,796,427	28,463,963
1 档	当た	り純	資産	額(円)	974.38	1,105.08	1,272.25	1,405.74

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数 に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっ ております。
 - 2. 各期の純資産増減額のうち、増資等による主なものは下記のとおりであります。

第36期 2021年2月 自己株式取得 △274,800千円

第38期

2022年11月

自己株式取得 △258,300千円

3. 第38期の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社議決権比率	主要な事業内容
W D B 株 式 会 社	450,000千円	100%	理学系研究職の派遣および人材紹介
WDB工学株式会社	200,000千円	100%	工学系技術職の常用雇用派遣
WDBココ株式会社	279,248千円	68%	医薬品有害事象等の情報収 集および当局への報告業務
WDB臨床研究株式会社	50,000千円	68% (68%)	医薬品・臨床研究等に関わる データマネジメント・統計解 析業務
Oy Medfiles Ltd.	112千ユーロ	100%	医薬品等の申請・承認関連の支援業務 医薬分野におけるラボラトリ ーサービス事業
株式会社コーブリッジ	50,000千円	100%	薬事申請サービス MF登録申請·国内管理人業務
DZS Clinical Services, Inc.	752千ドル	100% (100%)	医薬品等の申請·承認関連の 支援業務
ネゾット株式会社	200,000千円	100%	WDBグループの事業領域に おける独自プラットフォーム の立ち上げ・運営・管理、新 規事業の開発推進

- (注) 「当社議決権比率」の欄(内書) は間接所有であります。
 - ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容(2023年3月31日現在)

当社グループは、理学系分野を中心とした人材派遣・人材紹介サービスを主な事業とし、その他に薬事申請・安全性管理業務の受託事業等を営んでおります。

(12) 主要な事業所等(2023年3月31日現在)

2	名 称		尓		地		
本			社	兵庫県姫路市豊流	引到79番地		
東	京	本	社	東京都千代田区落	1.の内2-3-	- 2 郵船ビルデ	ィング2F
				W D B	株 式	会 社	東京都千代田区
				W D B I	学株	式 会 社	東京都千代田区
				W D B	コ 株	式 会 社	東京都中央区
	<u></u>		÷⊥	W D B 臨	床研究株	式 会 社	東京都中央区
一丁	子 会		社	株 式 会 社	コーブ	リッジ	東京都千代田区
				Оу Ме	dfiles	Ltd.	Kuopio,FINLAND
				DZS Clinio	al Servic	NJ, USA	
				ネッツ	ト株豆	式 会 社	東京都千代田区

(13) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減	平均	年 齢	平均勤続年数	
5,291人(654人)	222人増(47人増)		38.32歳	4.12年	

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(時間給のフレックス社員およびパートタイマーを含みます。)は、当期の平均人員を()外記で記載しております。
 - 2. 従業員数には、常用雇用派遣労働者数を含めて記載しております。

(14) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 80,240,000株

(2) 発行済株式の総数 20,060,000株 (自己株式420,949株含む)

(3) 株主数 7,389名

(4) 上位10名の大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
中野商店株式会社	株 9,659,600	% 49.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	990,400	5.04
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02	860,995	4.38
特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	675,100	3.44
BBH FOR FIDELITY LOW—PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	657,459	3.35
中野 敏光	600,000	3.06
大塚 美樹	480,000	2.44
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	462,400	2.35
日本生命保険相互会社	400,000	2.04
THE BANK OF NEW YORK 133652	333,400	1.70

⁽注) 持株比率は、自己株式 (420,949株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

±	也	位		氏	名	I	担当および重要な兼職の状況
代表	₹取締	役社長	中	野	敏	光	WDB株式会社 代表取締役
							WDB工学株式会社 取締役
							WDBココ株式会社 取締役
							WDB臨床研究株式会社 取締役
							ネゾット株式会社 代表取締役
専	務取	締 役	大	塚	美	樹	WDB株式会社 専務取締役
							WDB工学株式会社 取締役
							WDB臨床研究株式会社 取締役
							Oy Medfiles Ltd. Chairman
							株式会社コーブリッジ 代表取締役
取	締	役	中	畄	欣	也	経営企画担当
取	締	役	黒	\blacksquare	清	行	弁護士 (弁護士法人三宅法律事務所代表社員)
							株式会社不動テトラー社外取締役(監査等委員)
取	締	役	木	村	裕	史	弁護士 (木村法律事務所所長)
							フジプレアム株式会社 社外取締役
							播陽証券株式会社 社外監査役
取(常	締 勤監査等	役 等委員)	鵜	飼	茂	_	WDB株式会社 監査役
							WDB工学株式会社 監査役
							WDB臨床研究株式会社 監査役
							株式会社コーブリッジ 監査役
取(影	締 査等	役 委員)	濱	\blacksquare		聡	公認会計士(ハマダ税理士法人 代表社員)
(中寸	× ;;					 株式会社西松屋チェーン 社外取締役(監査等委員)
							グローリー株式会社 社外取締役 (監査等委員)
取(影	締		有	\blacksquare	知	德	弁護士(銀座中央法律事務所)
(1日寸	女只/					 長谷川香料株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役黒田清行、同木村裕史、同濱田聡、同有田知德の各氏は社外取締役です。
 - 2. 黒田清行、木村裕史、濱田聡、有田知徳の各氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相 反が生じるおそれのない独立役員であります。
 - 3. 監査等委員鵜飼茂一氏は金融機関における長年の経験があり、また税理士資格も有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 監査等委員濱田聡氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する高度な知見を有するものであります。

(2) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役(監査等委員を除く)	5名	134,354千円
(うち社外取締役)	(2名)	(9,901千円)
取締役(監査等委員)	3名	27,252千円
(うち社外取締役)	(2名)	(15,301千円)
計	8名	161,607千円

- (注) 1. 上記支給額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額24,182千円(取締役(監査等委員を除く)22,702千円、取締役(監査等委員)1,480千円)を含んでおります。
 - 2. 取締役(監査等委員を除く)の報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
 - 3. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2018年6月21日開催の第33期定時株主総会において、年額250百万円以内(うち社外取締役分50百万円以内)(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、5名(うち、社外取締役は2名)です。
 - 4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2018年6月21日開催の第33期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名(うち、社外取締役は2名)です。

経営幹部・取締役の報酬決定の方針

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬と退職慰労金とし、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮し、経営能力、功績、貢献度などに応じて決定しております。

経営幹部の報酬については、会社業績や経済情勢等を勘案したうえで、職責と成果を反映させた体系としております。

監査等委員でない取締役の報酬については、上記方針に基づき代表取締役が原案を策定し、 取締役会で決定しております。

監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により、具体的な金額を決定しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役黒田清行氏は、弁護士法人三宅法律事務所代表社員および株式会社不動テトラ社外取締役(監査等委員)を兼務しております。なお、当社と弁護士法人三宅法律事務所および株式会社 不動テトラとの間には特別の関係はありません。

取締役木村裕史氏は、木村法律事務所所長、フジプレアム株式会社社外取締役および播陽証券株式会社社外監査役を兼務しております。なお、当社と木村法律事務所、フジプレアム株式会社および播陽証券株式会社との間には特別の関係はありません。

取締役(監査等委員)濱田聡氏は、ハマダ税理士法人代表社員および株式会社西松屋チェーン 社外取締役(監査等委員)、グローリー株式会社社外取締役(監査等委員)を兼務しておりま す。なお、当社とハマダ税理士法人との間には、当社の子会社であるWDB株式会社との間で、 人材派遣サービス及び人材紹介サービスの取引があります。株式会社西松屋チェーンとの間に は、当社の子会社であるWDB株式会社との間で、人材派遣サービス取引があります。また、グローリー株式会社との間には、当社の子会社であるWDB株式会社およびWDB工学株式会社と の間で、人材派遣サービス取引があります。

取締役(監査等委員)有田知德氏は、銀座中央法律事務所所属弁護士および長谷川香料株式会 社社外監査役を兼務しております。なお、当社と銀座中央法律事務所および長谷川香料株式会社 との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況 取締役会および監査等委員会への出席状況および発言状況

区分	氏	名	主な活動状況
社外取締役	黒田	清 行	当事業年度開催の取締役会には、14回中13回出席し、議案審議等につき、主として弁護士としての専門的見地から、取締役会で積極的に意見を述べており、経営活動に必要な発言および取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための適切な役割を果たしております。
11. 71. 4X 祁 1文	木村	裕史	当事業年度開催の取締役会には、14回中13回出席し、議案審議等につき、主として弁護士としての専門的見地から、取締役会で積極的に意見を述べており、経営活動に必要な発言および取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	濱田	聡	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回出席し、監査等委員会には12回中12回出席いたしました。公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、取締役会で積極的に意見を述べており、特に経理・財務について専門的な立場から助言を行うなど、経営活動に必要な発言および取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
(監査等委員)	有田	知德	当事業年度開催の取締役会には、14回中13回出席し、監査等委員会には12回中11回出席いたしました。主として弁護士としての専門的見地から、取締役会で積極的に意見を述べており、経営活動に必要な発言および取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 社外役員の報酬等総額

「(2) 取締役の報酬等の額」に記載のとおりです。

(4) 常勤の監査等委員の選定の有無およびその理由

当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、鵜飼茂一氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(5) 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役黒田清行氏、木村裕史氏および取締役(監査等委員)鵜飼茂一氏、濱田聡氏、有田知德氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない時に限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。

(6) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社グループに所属する役員および管理職従業員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の過誤、義務違反、不作為等を理由に提起された損害賠償請求等により被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による背信行為、犯罪行為もしくは詐欺行為または故意による法令違反等に起因して損害賠償請求等が提起された場合には填補の対象としないこととしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

37,100千円

② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

58,200千円

- (注)・監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、 過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監 査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計 監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - ・当事業年度における上記報酬以外に、前事業年度に係る追加報酬が3,000千円あります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が適格性・独立性を害する等の事由により、適正な監査の遂行が困難であると判断した場合、監査等委員会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

(本事業報告中の記載数字は、金額については千円未満を切捨て、比率等については四捨五入しております。)

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の	部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金額
流 動 資 産	25,458,464	流 動 負 債	6,287,860
現 金 及 び 預 金	18,370,835	買 掛 金	2,318,746
売掛金及び契約資産	6,442,248	未払法人税等	736,039
棚 卸 資 産	40,790	未払消費税等	881,052
その他	684,493	賞 与 引 当 金	703,134
貸倒引当金	△79,903	その他	1,648,887
固定資産	10,740,301	固 定 負 債	1,446,941
有形固定資産	8,692,920	役員退職慰労引当金	511,133
	1,411,876	資産除去債務	265,167
煙物及の備果物 機械装置及び車両運搬具	153,010	退職給付に係る負債	420,547
	113,036	その他	250,093
	· ·	4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	7 72 4 000
	6,787,415	負債合計	7,734,802
リース資産	53,559	純 資 産 株 主 資 本	の 部 27,482,924
建設仮勘定	174,022	林 王 貝 本 日 資 本 金	1,000,000
	70.050		710,799
無形固定資産	73,859	利益剰余金	27,049,315
その他	73,859	自己株式	△1,277,189
投資その他の資産	1,973,521	その他の気括判が思計競	124 472
敷金及び保証金	808,149	その他の包括利益累計額 その他有価証券評価差額金	124,472 27,977
保険積立金	258,086	- ての他有価証券評価左額並 - 為替換算調整勘定	27,977 92,771
	755,777	- 為 曾 揆 昇 調 発 勘 足 - 退職給付に係る調整累計額	3,722
そ の 他	151,507		3,/ 22
		非支配株主持分	856,566
		純 資 産 合 計	28,463,963
資 産 合 計	36,198,765	負債・純資産合計	36,198,765

連結損益計算書

(2022年4月1日から) (2023年3月31日まで)

(単位:千円)

科		金	額
売 上	高		47,602,446
売 上 原	価		35,667,759
売 上 総 利 🖆	±		11,934,687
販売費及び一般管理	費		6,426,638
営 業 利 益	±		5,508,049
営業外収:	益		
消費税等免税	益	1,802	
助 成 金 収	入	92,872	
その	他	18,672	113,347
営業外費	用		
為善養	損	4,571	
その	他	1,982	6,554
経 常 利 益	±		5,614,843
特別利	益		
固定資産売却	益	3,569	3,569
	失		
減損損	失	59,785	
固定資産除却	損	4,556	
固定資産売却	損	5,720	70,062
税金等調整前当期	純 利 益		5,548,350
法人税、住民税及び	事業税	1,745,141	
法 人 税 等 調	整 額	25,663	1,770,805
当期 純 利	益		3,777,545
非支配株主に帰属する当身	期純利益		236,904
親会社株主に帰属する当身	期純利益		3,540,641

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産	の	部	1	負 債	責 の	D 部
科目		金額	科			金額
流 動 資 産		2,174,398	流 動	負	債	138,689
現 金 及 び 預	金	1,483,710	未	払	金	109,529
そ の	他	718,896	そ	\mathcal{O}	他	29,160
貸 倒 引 当	金	△28,208	固 定		債	799,281
固定資産		11,419,775	繰 延		負債	71,122
有形固定資産		8,171,606		艮職慰労		511,133
建	物	1,172,531	資産		債務	217,026
構築	物	11,631	負 債		計	937,971
工具器具備	品	25,726		純 資	産	の 部
機械装	置	278	株 資	資 本	本 金	12,628,224 1,000,000
1 ±	地	6,787,415	資本	平 剰 余	並 金	218,024
	定			-	亚 備 金	52,525
	た	174,022		+		165,498
無形固定資産		10,600	利益	剰 余	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	12,687,390
ソフトウェ	ア	10,600			備金	197,474
投資その他の資産		3,237,568				12,489,916
投資有価証	券	109,039	別	途 積	立金	2,350,000
関係会社株	式	2,176,169			利 余 金	10,139,916
敷金及び保証	金	662,790	自己		式	△ 1,277,189
保険積立	金	252,163		算差額		27,977
そ の	他	129,231		有価証券評	_	27,977
投資損失引当	金	△91,826	純 資	産	計	12,656,202
資 産 合	計	13,594,174	負債・	純資産	合計	13,594,174

損益計算書

(2022年4月1日から) 2023年3月31日まで)

(単位:千円)

科		金	額
営 業 収	益		2,905,216
営 業 費	用		1,066,486
営 業 利	益		1,838,729
営 業 外 収	益		
受取利息及び配当者	金	4,671	
投資損失引当金戻入額	頭	83,989	
₹ 0 f	也	4,197	92,858
営 業 外 費	用		
支 払 利 !	息	833	
貸倒引当金繰入	頚	28,208	
その f	也	142	29,183
経 常 利	益		1,902,403
特 別 利	益		
固定資産売却	益	3,417	3,417
特 別 損	失		
子会社株式評価技	員	206,979	
₹ 0 f	也	5,962	212,942
税 引 前 当 期 純 利	益		1,692,878
法人税、住民税及び事業	美 税	22,079	
法 人 税 等 調 整	額	1,600	23,680
当期 純 利	益		1,669,197

独立監査人の監査報告書

WDBホールディングス株式会社 取締役会御中 2023年5月18日

実

<u>有限責任監査法人トーマツ</u> 神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 村 上 育 史

公認会計士 日

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、WDBホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、WDBホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び掲益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部 統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任があ る。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

WDBホールディングス株式会社 取締役会御中

2023年5月18日

実

有限責任監査法人トーマツ 神

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 日

指定有限責任計員 業務執行計員

公認会計士 村 上 育

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、WDBホールディングス株式会社の2022年4 月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、捐益計算書、株主資 本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行っ t-0

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し て、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと 認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基 準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人 は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の 倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判 断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開 示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における 取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はそ の他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他 の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討する こと、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うこ とにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事 実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断され る。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性 が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査 報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等 の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められてい る。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況によ り、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、関連する部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、常勤監査等委員が主要な子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会及る事業を選択しており、子会社の取締役会及る事業を表現し、会社の取締を表現し、会社の取締を表現し、会社の収益を表現し、
 - で重要会議に出席するほか、その子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、会社の内部監査部門と連携しつつ、子会社の主要拠点において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(令和3年11月16日 企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

WDBホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 鵜 飼 茂 一 印

監査等委員濱田 聡 ⑩

監査等委員 有田知徳 印

(注) 監査等委員濱田聡及び有田知德は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第38期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績、今後の事業展開ならびに内部留保の状況等を総合的に勘案し、株主の皆様のご支援にお応えするため、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類 金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金 31円00銭 総額608,810,581円
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日2023年6月23日

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員が任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選任方針については、所管する部署・事業に関し、戦略的かつ迅速な意思決定を行うとともに、リスク管理を行うことができる能力、知識、経験を有していることとの観点から、総合的に検討しております。

また、社外取締役の候補者の指名にあたっては、会社法に定める社外要件および東京証券取引 所が定める独立性基準に加え、各分野における専門知識、豊富な経験を有していることとの観点 から総合的に検討しております。

当社は、取締役について、法令・定款違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合には、取締役会において当該取締役の役位の解職その他の処分について、審議の上決定いたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 の 数		
1	でからの 中野 敏光 (1956年7月11日)	1982年8月 アリコジャパン (現メットライフ生命保険㈱) 入社 1985年7月 (㈱ワークデーターバンク (現 WDBホールディングス㈱) 設立 代表取締役社長 (現任) 2010年4月 事業承継パートナーズ㈱ (現 WDB事業承継パートナーズ㈱) 代表取締役 (現任) (現任) 2011年11月 WDB㈱ 代表取締役 (現任) 2012年12月 WDB工学㈱ 代表取締役 (現任) 2013年3月 電助システムズ㈱ (現 WDB臨床研究㈱) 取締役 (現任) 2014年4月 (㈱カケンジェネックス 取締役 2014年11月 WDB工学㈱ 取締役 (現任) 2015年6月 WDB独歩㈱ 取締役 (現任) 2016年4月 WDBケミカルラボラトリー㈱ 取締役 2017年2月 ネゾット㈱ 代表取締役 (現任) 2020年6月 WDB事業承継パートナーズ(㈱ 代表取締役会長 (現任)	600,000株		
		(->0 1==1)			

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 の 数
2	が 大塚 美樹 (1964年1月16日)	1986年 4 月 奥内ビル㈱入社 1986年 9 月 当社入社 1995年11月 社会保険労務士 登録 1996年10月 当社取締役 2000年 7 月 当社専務取締役(現任) 2010年 4 月 事業承継パートナーズ(株)(現 WDB事業承継パートナーズ(株))取締役(現任) 2011年 4 月 (株)アイ・シー・オー(現 WDBココ(株))代表取締役 2011年11月 WDB(株)専務取締役(現任) 2012年12月 WDB工学(株)取締役(現任) 2013年 3 月 電助システムズ(株)(現 WDB臨床研究(株))代表取締役 2014年 4 月 WDBユニバーシティ(株)代表取締役 2015年 6 月 WDB独歩(株)代表取締役(現任) 2017年 2 月 ネゾット(株)取締役(現任) 2017年 6 月 (株)コーブリッジ代表取締役(現任) 2020年 6 月 WDB たミカルラボラトリー(株)取締役 2020年 6 月 (株)カケンジェネックス 取締役	480,000株
3	ごか よう しゅう じ 近 藤 修 司 (1969年9月10日)	1992年 4 月 オムロン(株)入社 1995年 4 月 尚和化工(株) (現 ショーワグローブ(株)) 入社 2000年 7 月 SHOWA Europe President 2009年 6 月 ショーワグローブ(株) 取締役 国際事業部長 2013年 1 月 ショーワグローブ(株) 取締役 管理本部長 兼 国際事業部長 2015年 1 月 SHOWA Americas & Oceania President/COO 2015年 3 月 ショーワグローブ(株) 常務取締役 2017年 3 月 ショーワグローブ(株) 代表取締役社長 2023年 4 月 当社 顧問 (現任)	一株

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
4	くろ だ きょ ゆき 黒 田 清 行 (1970年1月12日)	1996年 4 月 弁護士登録 2002年 5 月 弁護士法人三宅法律事務所パートナー 2005年11月 当社社外監査役 2009年 6 月 当社社外取締役(現任) 2018年 6 月 ㈱不動テトラ 社外取締役(監査等委員)(現 任) 2019年 5 月 弁護士法人三宅法律事務所代表社員(現任)	1,350株
5	木 村 裕 史 (1963年9月5日)	2003年10月弁護士登録2005年7月木村法律事務所開設 木村法律事務所所長(現任)2009年6月当社社外監査役2012年6月当社社外取締役(現任)2014年6月フジプレアム(株) 社外取締役(現任)2017年6月播陽証券(株) 社外監査役(現任)	1,540株

- (注) 1. 取締役候補者 中野敏光氏は、当社の経営を支配しているものであります。
 - 2. 他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 3. 黒田清行氏および木村裕史氏は、社外取締役候補者であります。
 - 4. ①社外取締役候補者 黒田清行氏には、弁護士としての経験と見識が豊富であり、法律の専門家として、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行していただくことを期待しております。

なお、同氏は既に14年間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいており、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断いたしました。

②社外取締役候補者 木村裕史氏は、弁護士としての経験と見識が豊富であり、法律の専門家として当社の経営全般に対して提言をいただいており、当社のコーポレートガバナンス強化の面において助言等をいただくことを期待しております。

なお、同氏は既に11年間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいており、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断いたしました。

- 5. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、黒田清行氏および木村裕史氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、黒田清行氏および木村裕史氏が再任された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
- 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役、子会社取締役を含む被保険者の過誤、義務違反、不作為等を理由に提起された損害賠償請求、非金銭的請求および刑事訴追に起因して、被保険者が被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 7. 当社は、黒田清行、木村裕史の両氏を東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として、同取引所に届け出ております。
- 8. 取締役候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。(1株未満切捨て表示)

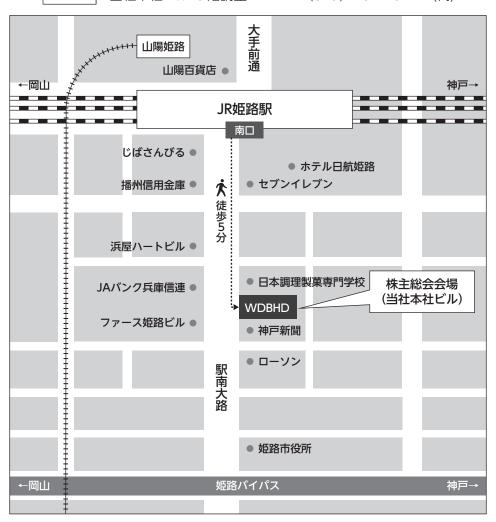
以上

株主総会会場ご案内図

会場

兵庫県姫路市豊沢町79番地 当社本社ビル 5 階講堂

☎ (079) 287-0111 (代)



アクセス

JR (山陽新幹線・在来線) 姫路駅南口より徒歩5分

